

# 住民異動の届出手続き

～住民異動の多い時期です 手続きは忘れず、お早めをお願いします～

転入、転出、転居などの住民異動に伴う届出については、届出人、届出期限などの定めがあります。添付書類、持ち物等を確認のうえ、早めのお手続きをお願いします。

主な住民異動届出				☎ 住民福祉課 住民係 ☎62-9112
異動の種類	届出人	届出期間	添付書類 主な持ち物等	関連する手続き・問い合わせ先
転入	本人 同一世帯の者 代理人(要委任状)	住み始めた日 から14日 以内	・本人確認書類 ・印鑑	住民異動届に伴い各種手続きがありますので、それぞれ関係する係において手続き、必要書類等を確認してください。 ○国民健康保険・後期高齢者医療保険 国民年金(☎国保年金係 ☎62-9111) ○介護保険(☎介護高齢者係 ☎62-9133) ○母子保健(☎保健予防係 ☎62-9134) ○福祉医療(☎社会福祉係 ☎62-9144) ○児童手当・保育園 (☎子ども支援係 ☎62-9237) ○小・中学校 (☎総務学校教育係 ☎62-9235) ○水道・下水道 (☎庶務経理係 ☎62-9352) ○税関係(☎収納係 ☎62-9123 町税係 ☎62-9122)
転出	本人 同一世帯の者 代理人(要委任状)	転出予定日が 決まっている 場合は予め	転入手続きのとき ・転出証明書 (転出手続きの際 発行されます) ・住民基本台帳カード (保有している方 は持参してくださ い。転入手続きの 際、裏面に住所を 記録します。)	
転居	本人 同一世帯の者	転居した日か ら14日以内		
世帯主変更	世帯主 同一世帯の者	特になし		

## ※同一(同居)世帯の者とは

戸籍・住民登録の窓口では住民登録で判断をします。住民基本台帳上、同一の世帯として住民登録している者を示します。(同一地番・家屋であっても住民登録を別世帯として届出している場合は、別世帯の者とみなします。)

# 本人確認書類の提示

～住民異動届出、戸籍届出、戸籍謄抄本・住民票・証明書等の交付請求の際は提示をお願いします～

住民異動届、戸籍届出、戸籍謄抄本・住民票・税証明等の交付請求の際、窓口に来た方について、ご本人であることを特定するために、本人確認書類の提示が必要ですのでご協力をお願いします。下記の本人確認書類を窓口で提示してください。

注)：戸籍届出については、婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知届に限ります。



### 1枚で足りるもの

- ・自動車運転免許証
- ・運転経歴証明書(平成24年4月～)
- ・パスポート ・住民基本台帳カード(写真付き)
- ・在留カード又は特別永住者証明書
- ・身体障害者手帳 ・療育手帳 等

### 【根拠法令】

- ・戸籍法第10条の3
- ・戸籍法施行規則第10条の3、第10条の4
- ・住民基本台帳法第12条第3項
- ・住民票省令第5条第1号第2号

第3者請求する場合、利用の目的、方法、事由を明らかにしていただく必要があります。この場合、資料の提供、説明を求める場合があります。

### 2枚以上の組み合わせで足りるもの

A・Bのグループからそれぞれ1枚 ただし、Bがない場合にはAを2枚以上

- A** ・健康保険者証(国保、健保、船員、介護保険、後期高齢者医療)
- ・年金手帳
  - ・年金証書(厚生年金、共済年金、船員年金、恩給)
  - ・住民基本台帳カード(写真無し)
  - ・印鑑証明書(交付申請書に押印した印鑑のもの)
- B** ・学生証
- ・法人が発行した身分証
  - ・国もしくは地方公共団体が発行した写真付きの資格証明書
  - ・診察券 ・通帳
  - ・キャッシュカード ・クレジットカード